

令和6年12月20日（金）13時30分～

交通政策審議会 海事分科会 第178回船員部会

【岩下労働環境技術活用推進官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第178回船員部会を開催させていただきます。事務局を務めさせていただきます、海事局船員政策課の岩下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はウェブ会議システムを併用しての開催としております。リモートでご参加の委員におかれましては、カメラ、マイクの通信はオフ（マークにスラッシュが入った状態）のまま、ご発言される際のみカメラ、マイクをオンに、発言が終わりましたらカメラ、マイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

また、ご発言いただく際は、画面上部のアイコンから「手を挙げる」を選択いただくか、カメラ、マイクをオンにして「部会長」と発言いただき、部会長より指名がありましたら、ご自身の氏名をおっしゃった後に発言をお願いいたします。

なお、会場にご出席されている委員におかれましては、発言を希望される場合は挙手を押していただき、部会長より指名がありましたらお手元のトークボタンを押して、ご自身の氏名をおっしゃった後に発言していただき、発言が終わりましたら再度ボタンを押して、マイクをオフとしていただきますようお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員19名中18名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

本日の資料につきましては、会場にご出席されている委員の皆様には席上に配付させていただいております。また、リモートでご参加の委員におかれましては、事前にお配りした資料をご覧ください。資料は47ページのもので、各ページの右下に通し番号を振っておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、早速、今年最後の船員部会を始めてまいりたいと存じます。まず、報告事項である議題1の船員関係制度の見直しについて、及び議題2の船員行政のデジタル化についてですが、前回以降の各委員からのご意見について、事務局よりご説明

をお願いいたします。

【角野船員政策課長】 事務局を務めさせていただいております、船員政策課長の角野でございます。それでは、ご説明させていただきます。

まず、資料は1と2になってございます。前回ご説明させていただいた際に、各委員の皆様よりご意見を幾つかいただきました。有料職業紹介の関係、それから、民間の求人情報サイトを利用することが可能な旨の周知をしてほしいという意見もございました。それから、STCW-F条約の関係、検討会でのとりまとめに準拠してきちんと国内法制化してほしい、関係者が十分に理解できるように取り組んでほしいといった意見がございました。それに加えて、前回の部会の中で、それ以外にも意見等がございましたら、12月6日までの間に追加の意見があればご提出をお願いしますとご紹介させていただいてございましたが、特段、追加の意見が出てきていなかったということでございます。

ということですので、添付されている議論は前回の部会の中で提示いただいたご意見だけが載っているという状況でございます。

こうした点を踏まえて、今回、準備しております資料1と2は、前回ご提示した資料を基本的には使いつつ、そこからの時点の更新でございますとか、それから、前回部会でいただいたご意見を踏まえて、必要な修正を加えているものということでございます。資料は大部ですので、主に修正を加えた点に絞ってご説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料1に沿って説明させていただきます。通し番号で3ページからととなっておりますけれども、開いてございまして4ページ目、「現状の課題」でございます。5ページからがその内容になります。

5ページ以降、この制度見直しのきっかけとなる環境の変化を説明していたものでございます。基本的に、前回お示ししたのものから修正点はございません。1点だけ、5ページに職場環境の状況（イメージ）ということで、係船装置に関する説明をしている説明書きの部分ですけれども、単に危険の回避のみならず、作業の省力化にもつながるのではないかというようなご指摘もございましたので、これを反映する修正を非常に細かい技術的なものですが、加えているということのみでございます。

それから、6ページ、7ページ、8ページは特段、修正を加えてございません。

9ページからが「これまでの検討状況」ということで、10ページに海技人材のあり方に関する検討会、今年4月から開催しているものですが、この全体像をお示しして

ございました。

11ページ以降ですけれども、ここが少し変わってございます。前回は11月22日の船員部会でございますので、その直前に開催していたこの検討会、第5回、11月8日に開催したのですが、そこでご提示した内容をお示ししてございました。その中には養成ルートの強化の話とか、それから海技人材の確保ルートの拡充と、ここで船員職業安定制度の見直しに関する状況をご報告したということもございました。それから、訴求強化の関係も前回、説明させていただいておりましたけれども、その後、11月8日の第5回に加えて、11月29日の第6回、それから、今週の火曜日に第7回検討会を開催して、この第7回検討会では、「中間とりまとめ（案）」ということでご提示して、ご議論をいただいたということでございます。

11ページと12ページでは、そこでお示した主な対応策の項目を整理してございます。12月17日の検討会ではいろいろ議論がございましたので、一旦中間とりまとめに関しては、検討会の座長を務めていらっしゃる野川座長にご一任ということでごございましたので、今、最終とりまとめに向けて調整しているという状況でございます。そういう面で全て確定しているということではないのですが、対応策の方向性を5つ、それぞれに関して幾つかの対応策をご提示したということでございます。特にポイントとなるのは、船員の職業安定制度の見直し、対応策の方向性の②の部分でございますけれども、前回、この中に有料職業紹介事業の解禁というものを検討会の資料の中で入れていたわけですが、こちらに関してはこの見直しから外して、引き続き検討する項目としてはどうかということをご提示して、ご議論いただいたということでございます。

以上が第7回の海技人材検討会の中間とりまとめに関するご説明ということで、11ページと12ページで列挙しているものでございます。

13ページはSTCW-F条約の国内法制化検討会のご説明資料でございます、こちらは特段修正を加えているものではございません。

14ページ以降、「制度の見直しの方向性」ということで、15ページで船員職業安定法の関係ということをまず説明させていただきます。先ほども海技人材検討会第7回で、有料職業紹介事業の解禁に関しては制度見直しの外に出してはどうかということで、事務局からご提示させていただいたところです。今回、船員部会でご提示する内容に関しても同じラインで対応しようと考えてございまして、そういった観点からの修正を幾つか加えてございます。

例えば16ページ、採用ルートが限定的というこの赤のルートですけれども、前回の説明では、この中に一番下の欄、考えられる対応策の中に有料職業紹介事業の解禁も含めていたわけですが、今回そこは外すということでご提示させていただきたいということでございます。

17ページは陸と海、船員での職業安定制度、それから違いを説明している資料でございますので、特段の大きな変更は加えてございません。

18ページは、この秋に実施したアンケートでございます。こちらは前回の船員部会でお示ししたときには、有料職業紹介事業の解禁についてどう思われますかというふうに問うた質問に対する回答の内容を記載してございましたけれども、今回、これまでご説明してきたような事情から、その部分は削除するというようにしてございます。

最後、19ページ目が結論の部分でございます、この見直し内容になります。見直し内容としてご提示するものになります。このページは大きく修正を加えてございまして、1つが、先ほどからご説明しているとおり、有料職業紹介事業の解禁に関しては、この制度見直しからは一旦下ろすということでどうかと考えてございます。その上で、前回ご提示した際に、船員の募集情報等提供の改善という項目をお示ししてございました。

前回お示しした際には、18ページで顕在化した課題として、いわゆる釣り広告のようなものが出ていますので、何らかの情報提供に関して規制が必要ではないかと。そういう観点から、何らかの適正な管理を行うための仕組みの導入が必要であろうということでご説明してございましたけれども、この部分をもう少し詳細化したいということでございまして、具体的には19ページでお示ししている4つの項目のうち、左下の項目と右上の項目を新たに追加すると、前回お示しした船員の募集情報等提供の改善の項目をこの2つの項目に差し替えるというふうに考えてございます。

1つは、まず左下から行きますけれども、船員の募集情報提供に関する事業の制度化でございまして、今は特段の規制がなされず、どのような事業者がどのような事業をやっているのかということ把握する仕組みがないということでございますが、今回、この事業をきちんと法律上位置づけて、何らかの問題があったというときに報告徴収をできるように、捕捉できるような仕組みを導入するということを考えてございます。その上で、しっかりと提供される情報を的確なものにするという規制を導入したいということでございまして、そちらが右上に対応するものでございます。船員の求人等に関する情報の的確な表示を確保するため、船員募集情報を取り扱う者に対して、虚偽表示や誤解を生じさせる

表示を禁止することと、提供する情報を正確かつ最新の内容に保つための仕組みを導入することにしたいと考えているということでございます。

続きまして、船員法の関係でございます。20ページ以降です。

21ページは、快適な海上労働環境形成の促進に資する仕組みの導入ということで、見直しの内容も記載しているページでございますけれども、特段、この見直しの内容に関しては修正を加えてございません。下の参考情報として記載している船内作業方法の改善、それから船員室の充実化という部分に関して、若干テクニカルに記載を改善したほうがいいのではないかとのご指摘を一部、事業者団体からいただきましたので、その部分を修正してございます。具体的には先ほどの冒頭で申し上げたウィンチの関係、係船の自動化のイメージのところ、作業の省力化といった観点も含めたほうがいいのではないかとというようなこと。それから、船員室の充実化に関しても、以前は少し古い船員室のイメージをここに記載していたわけですが、直近の状況を踏まえて、適切なものに修正を加えているということでございます。

22ページ以降が、今度は海上労働の安全衛生に関する基本訓練の位置づけの見直しということで、22ページと23ページ、24ページが行政のデジタル化への対応、24ページ、25ページ、26ページ、27ページ、28ページです。それから、29ページがコンテナを落下させた際の即時通報の仕組みということで、これらはいずれも修正は加えておりませんので、説明は省略させていただきます。

また、30ページ以降で、資料2として行政手続のデジタル化に向けた取組の状況ということでおつけしてございますけれども、こちらに関しても特段の修正は加えてございませんので、説明は割愛させていただきます。

私からはひとまず、以上になります。なお、前回も事務局からご説明いたしましたが、資料1の制度の見直しにつきましては、本日の船員部会での議論も踏まえて、他の制度見直しの事項と併せて、今後、海事分科会に一括して諮問、ご審議をいただくことを想定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。それでは、この場で追加でご意見等がございましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 遠藤です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、資料の通しページの11ページ、それから19ページに関連してなんですけれども、有料職業紹介事業の解禁についてということで、前回の船員部会の中で反対を表明して、その理由については、るる申し上げてきたわけでございます。今回の海技人材の確保のあり方に関する検討会で、中間とりまとめを行うに当たって、対応策については除かれておりますけれども、その適否等については検討を、どのような場で議論されていくのかどうなのか分かりませんが、これまで主張してきましたとおり、船員職業の秩序に大きな影響を及ぼす有料職業紹介事業の解禁で、雇用の流動化が進むことは絶対に避けるべきでありまして、デメリットしかないと考えておりますし、これまでの制度や今般の中間とりまとめで提起されました取組を実施していけば、解禁する必要がないと思っておりますので、引き続き反対していく考えでございます。

また、それ以外の対応策につきましては、非常に必要かつ重要な対応策だと考えておりますので、早急な対応も求められておりますので、今後は実施に向け、1つ1つの課題を着実にクリアにさせていただき、実効ある取組をお願いしたいと思っております。

以上です。

【野川部会長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。何度かご議論をいただいて、今はこのような形になっておりますが、先ほど角野課長からもご報告がございましたように、特に制度見直しにつきましては、海事分科会で一括して諮問、審議したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、よろしいでしょうか。次の議題に移りたいと存じます。議題3の報告事項である船員派遣事業等フォローアップ会議の報告について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【前田雇用対策室長】 船員政策課雇用対策室の前田です。

通しページの41ページ、資料3をご覧ください。本年、11月19日火曜に開催いたしました第33回船員派遣事業等フォローアップ会議につきまして、ご報告を申し上げます。

本会議では、本年1月から6月までの期間、船員派遣事業の許可を受けております44事業者に対しまして、地方運輸局等が実施いたしました監査の実施結果、是正指導状況等を事務局よりご報告申し上げ、議論を行いました。ご参考までに本年6月末現在、有効許可事業者数は317者となっております。

(1) 被監査事業者の概要等の①、船員派遣事業の実施状況でございますが、実施事業者は36者、未実施事業者は8者で、未実施の理由といたしましては、派遣の依頼がなかったことや、自社船への配乗で派遣できる船員を確保できないなどございました。②、派遣船員等の状況でございますが、この数字は監査を受けた各事業者の監査実施時点での数字を合計したのになります。派遣船員数は350人で、派遣船員を含む雇用船員数の1,221人の約3割弱の状況でした。派遣先船舶数は76隻、過去3年間の派遣先企業数は累計で173者でした。

(2) 監査における是正指導状況でございますが、是正指導を受けた事業者は6者で、是正指導の件数は8件ございました。この是正指導状況につきましては、フォローアップ会議では、具体的な不適切事項及び過去の監査状況を一覧表にした資料を配付しまして、ご説明いたしました。

個々の内容につきましてご説明いたします。1つ目、船員派遣契約書記載内容の不備は、船員派遣契約書において、派遣船員が従事する業務の内容及び基準労働期間に記載の誤りがあったとのことで、口頭指導いたしました。

2つ目、派遣船員の明示不備は、派遣船員であることの明示・同意について、雇用時に説明はしていたものの、明示同意書を作成していなかったとのことで口頭指導したとのことでしたが、当該事案は文書により指導すべき事案でございましたので、監査実施運輸局に対しましては、今後、同種事案に当たっては、文書指導することを徹底いたしました。

3つ目、就業条件の明示不備は、就業条件明示書において、派遣船員が従事する業務の内容、就業中に派遣船員を指揮する者及び基準労働期間の記載に誤りがあったとのことで口頭指導いたしました。

4つ目、派遣先への通知不備は、船員保険、厚生保険、雇用保険には加入していたものの、派遣先に通知していなかったとのことで、口頭指導いたしました。

5つ目、安全衛生教育の実施に関する通知不備は、派遣元が実施する安全衛生教育は実施していたものの、派遣先への通知を行っていないことが1者1件、派遣先が実施する安全衛生教育についての通知を受領していなかったことが1者1件、残り1者は、派遣元が実施する安全衛生教育は実施していたものの、派遣先への通知を行っていないこと、及び派遣先が実施する安全衛生教育についての通知を受領していなかったことがそれぞれ1件あったとのことで、いずれも口頭指導いたしました。

これら是正指導事項につきましては、全て是正・改善がなされたことを確認してござい

ます。

続きまして、会議での主な質疑、意見等でございますが、1つ目は、軽微であっても、違反を繰り返す事業者があれば厳しく対応してほしいとのご意見をいただきました。なお、今回実施した監査におきましては、このような事業者はございませんでした。

2つ目は、船員派遣事業の実施を目的に設立した会社で、兼業がないような許可事業者に対しては、監査時に財務状況を確認してほしいとのご意見がございました。これまでも貸借対照表及び損益計算書を確認し、財産的基礎に係る許可基準を下回る状況が生じていないかを確認しておりますが、ご意見を踏まえまして、引き続き確認してまいります。

3つ目は、第168回船員部会にて報告がなされた事業者について、事業開始の有無を報告してもらいたいとお尋ねがございました。本件は本年2月開催の第168回船員部会におきまして、基準資産額及び現金預金額の許可基準の遵守に関しまして、船員部会での議論を踏まえた監査を行うことが求められました事業者についての言及がございました。当該事業者から事業開始届がなされている旨をご報告いたしました。なお、管轄の運輸局より事業場監査を実施した旨の一報を受け、次回フォローアップ会議にご報告いたします。

次の通しページ42ページには、会議の委員名簿をつけてございます。

ご説明は以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。それでは、本件につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 質問ではないんですけども、フォローアップ会議については、半年区切りで行った監査の報告を、適当な時期といえますか、開催できる時期を見て開催するということを確認しておりますので、この辺については継続してやっていただきたいと思っております。今回、監査の是正指導の状況については、指導の状況とか、全て明示不備といったものところに書かれているんですけども、ただ、この中で就業条件の明示不備というのは、派遣船員に関しての労働条件に直接関係してくる部分だと思っておりますので、この辺の指導はしっかり指導していただきたいですし、それから、監査における是正ゼロに向けた取組を継続して実施していただきたいと思っておりますので、こういった是正ゼロに向けた講習は、特に派遣事業の許可を受けて最初の事業スタートの許可を受けてからの監査となりますので、こういったところは徹底してやっていただきたいと思いません。

以上です。

【野川部会長】 ご意見です。何かございますか。お願いします。

【前田雇用対策室長】 前回のフォローアップ会議におきましても、公益委員から同様のご意見をいただきまして、管内に許可事業者が所在する各運輸局におきまして、年1回、1月から年度末にかけて、許可事業者に対しまして講習会を開催してございます。従来から、講習会の説明資料といたしまして違反事例集を配布してございますが、今年度の資料を手直しして、主な最近の監査指摘事項を盛り込みまして、今回のフォローアップ会議でも参考資料といたしまして、ご紹介いたしました。

つきましては、このような資料を講習会で活用いたしまして、遵法意識の向上及び不備事項の未然防止を図るべく努めてまいります。

【野川部会長】 ありがとうございます。

今ございましたように、1つはもちろん徹底指導をお願いしたいと思いますが、要是正指導項目の中でも、今ちょっと遠藤委員からもご指摘がありましたが、就業条件の明示不備とか、あるいは単なる通知の不備だとか、言わばアクセントと申しますか、要指導の程度とか内容について少し軽重の違いがあると思いますので、そこは言わば重要な影響を及ぼしかねないような是正指導項目につきましては、特に意識してご指導していただくよう私からもお願いいたします。

ほかにはございませんか。

それでは、次の議題に移りたいと存じます。議題4の審議事項である船員派遣事業の許可についてでございますが、本件につきましては、個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利益を害するおそれがありますので、船員部会運営規則第11条ただし書の規定により、審議を非公開とさせていただきます。

マスコミ関係の方をはじめ関係者以外の方は、会場及びウェブ会議からのご退室をお願いいたします。

(非公開・関係者以外退室)

【野川部会長】 本日意見を求められました諮問につきましては、別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可について、許可することが適当であるという結論とすることとし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。これで本日の予定された議事は全て終了いたしました。ほかに何かございますか。

それでは、事務局にお返しいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 次回の船員部会の開催日程につきましては、既にご案内のとおり、1月21日火曜日13時30分から、場所は本日と同じ11階特別会議室を予定しておりますので、よろしく願いいたします。日程に変更が生じましたら、部会長にお諮りした上で改めてご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第178回船員部会を閉会いたします。本日はお忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様には、会議にご出席を賜り、ありがとうございました。

どうぞ皆様、よいクリスマスと新年をお迎えください。

— 了 —